



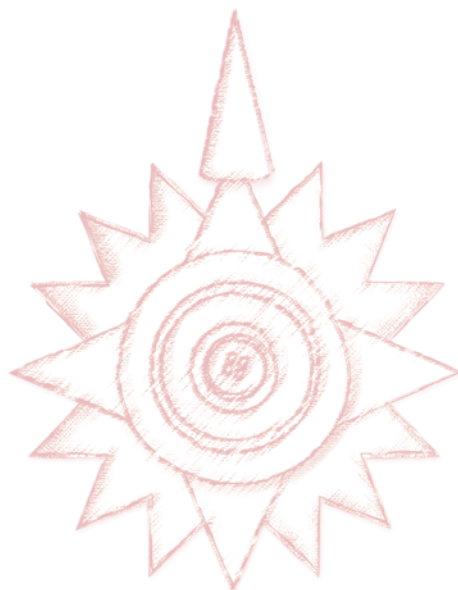
compass

コンパス 乳児保育

第 **2** 版

編著：咲間まり子

共著：浅木尚実・小川千晴・郭小蘭・菊地篤子・木村たか子
木村由希・永井久美子・永瀬悦子・中野明子
波多野名奈・細井香・丸橋亮子



建帛社
KENPAKUSHA

はじめに

保育士養成課程の必修科目であります「乳児保育」は、児童福祉施設における3歳未満児の保育について学ぶ科目です。厚生労働省が示した「教科目の教授内容」においても「広く乳児期（3歳未満児）の発達と保育について学びながら、そこにおける大人の役割について、事例をもとに具体的に理解させる」とあります。

今般、様々な社会状況の変化を踏まえ、保育所保育指針が10年ぶりに改定され、あわせて幼保連携型認定こども園教育・保育要領も整合性をはかって告示されました。

特に、0～2歳児を中心とした保育所利用児童数が増加している等を受け、乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実がなされています。

そこで、本書においても、0・1・2歳の発達を学ぶ過程で、この時期が人の一生に大きな影響を及ぼすことを知るとともに、心身ともにもっとも養護を必要とする保育の進め方、保育の計画の評価等について理解できる内容になっております。

乳児保育が、日本の風土や子育て文化を踏まえ、乳児が育つ過程で保育者の豊かな人間性、緻密な観察力と想像力、そして不断の努力に支えられて乳児と向き合い、乳児との相互関係の中で営まれていることを、本書から学んで頂けること、各執筆者一同願っています。

最後になりましたが、本書の刊行にあたりご協力いただきました保育所、認定こども園、幼稚園の関係者の皆様、ならびにこのような機会を与えてくださいました建帛社の黒田聖一氏に心からお礼を申し上げます。

2018年2月

編者 咲間まり子

第2版にあたって

2018年に本書の初版を刊行して以降、乳児を取り巻く子育て環境や保育をめぐる社会状況は大きく変化し続けています。保育所保育指針の改定や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領との整合性の強化、さらには0～2歳児の利用増加など、乳児保育を取り巻く制度的・実践的な要請は一層高まりました。こうした動向を踏まえ、第2版では最新の知見や制度改正の内容を反映し、乳児期の発達理解と保育の在り方をより深く学べるよう内容の充実を図りました。

特に、乳児保育が子どもの一生に及ぼす影響の大きさを改めて位置づけ、保育者が求められる豊かな人間性、緻密な観察力と想像力、そして日々の実践を支える不断の努力について、より具体的に理解できるよう構成を見直しています。また、日本の風土や子育て文化を踏まえ、乳児と保育者が相互に関わり合いながら育ちが営まれていく過程を、事例を通して学べるよう工夫を加えました。

本書が、乳児保育を学ぶすべての学生・保育者にとって、乳児期の育ちを支える保育の本質を捉え、実践へとつなげていく一助となることを願っております。

2026年3月

編者 咲間まり子

目 次

第1章 乳児保育とは 1

- 1 乳児保育とは 1
 - (1) 0・1・2歳児が育つ場所 2
 - (2) 家庭で暮らす乳児の生活 3
 - (3) 養育者と乳児の関係の育ち 4
- 2 子どもと家庭を取り巻く環境 5
 - (1) 保育所の役割 5
 - (2) 子育て支援の取組み 6
- 3 乳児保育の課題 6
 - (1) 少子化対策や待機児童解消に向けた取組み 7
 - (2) 保育所保育指針の改定の経緯 9
- 4 保育所保育指針からみる乳児保育 10
 - (1) 保育所保育指針の注目すべき点 10
 - (2) 乳児保育に関わるねらいや内容 11
 - (3) 全体的な計画の作成 12

第2章 乳児保育の基本 15

- 1 乳児保育の理念と歴史的変遷 15
 - (1) 乳児保育の歴史と社会における役割 16
 - (2) 乳児保育の理念 19
- 2 現代における乳児保育の社会的役割 21
 - (1) 保護者の就労を支える 21
 - (2) 乳幼児研究の進展と新たな乳児保育の位置づけ 21

第3章 乳児保育の制度と課題 25

- 1 認可保育所 25
 - (1) 認可保育所の制度 25

(2) 認可保育所の実際	26
2 認定こども園	26
(1) 認定こども園の制度	26
(2) 認定こども園の実際	27
(3) 認可保育所および認定こども園の課題	27
3 小規模保育	28
(1) 小規模保育の制度	28
(2) 小規模保育の実際	29
(3) 小規模保育の課題	30
4 家庭的保育	30
(1) 家庭的保育の制度	30
(2) 家庭的保育の実際	31
(3) 家庭的保育の課題	31
5 乳児院	32
(1) 乳児院の制度	32
(2) 乳児院の実際	33
(3) 乳児院の課題	33
6 子育て支援	34
(1) 子育て支援の制度	34
(2) 子育て支援の実際	35
(3) 子育て支援の課題	35

第4章 3歳未満児の発達過程からみる保育内容 39

1 発達の理解に基づく援助や関わりの基本	39
(1) 衛生的で安全な環境を準備し、乳児の命を守る	39
(2) 愛情をもって乳児の伸びる力を信じ、応答的に関わる	40
(3) 発達の個人差を理解する	40
2 0～6か月未満児の発達と保育内容	41
(1) 0～6か月未満児の発達過程	41
(2) 0～6か月未満児の保育内容	41
3 6か月以上1歳未満児の発達と保育内容	42
(1) 6か月以上1歳未満児の発達過程	42
(2) 6か月以上1歳未満児の保育内容	44
4 1歳以上2歳未満児の発達と保育内容	45

(1) 1歳以上2歳未満児の発達過程	45
(2) 1歳以上2歳未満児の保育内容	47
5 2歳以上3歳未満児の発達と保育内容	48
(1) 2歳以上3歳未満児の発達過程	48
(2) 2歳以上3歳未満児の保育内容	50

第5章 基本的な生活習慣の獲得 53

1 食 事	53
(1) 乳幼児期の子どもたちの食をとりまく環境	53
(2) 園における食事提供の意義	54
2 排 泄	56
(1) 排泄の機能	57
(2) 排泄習慣の目安	57
(3) 援助の実際	58
3 睡 眠	60
(1) 睡眠リズム	61
(2) 子どもの睡眠の現状	62
(3) 援助の実際	64
4 清潔の習慣	64
(1) 清潔の意義	64
(2) 清潔の習慣に関する行動の発達と援助	65
(3) 清潔の習慣と保育	65
(4) 環境や援助の留意点	66
5 衣服の着脱	67
(1) 着脱行動の発達	67
(2) 環境や援助の留意点	68
(3) 家庭と共に支えていく	69
(4) 小学校生活を見通した援助	70

第6章 乳児保育の計画と記録 73

1 保育課程に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価	73
(1) 乳児保育における指導計画とは	73
(2) 作成上の留意点	76

2 個々の発達を促す生活と遊びの環境	79
(1) 乳児保育の特性と個別の指導計画	79
(2) 環境への配慮	80
3 職員間の協働	82
(1) 乳児保育の協働	82
(2) 立場に応じた協働	83
(3) 職員の協働	83

第7章 乳児保育における連携 87

1 子育て支援の背景	87
(1) 少子化の現状	87
(2) 背景にある育児不安	87
2 日本の子育て支援システム	88
(1) 子ども・子育て新システム	88
(2) 保育所・認定こども園における子育て支援	89
(3) 地域子育て支援の実態	90
3 子育て支援の連携法	93
(1) 連絡帳の活用	93
(2) わらべうたの活用	95
(3) 絵本の活用	95

第8章 食事の計画、提供及び評価・改善 99

1 冷凍・冷蔵母乳の取り扱いについて	99
(1) 冷凍・冷蔵母乳の保存方法	100
(2) 冷凍母乳の解凍方法	100
(3) 授乳後に気をつけたい誤嚥について	100
2 保育室での配慮	101
(1) 就学前施設における安心・安全な食事を提供するために	101
3 乳幼児と食物アレルギー	105
(1) 食物アレルギーとは	106
(2) 食物アレルギーの症状	106
(3) 乳幼児の食物アレルギー	106
(4) アナフィラキシーショックへの対処法	107

- (5) 食物アレルギーの医療機関との連携 109
- (6) 就学前施設における食物アレルギー対応の基本的な考え方 109
- (7) 食物アレルギーによる誤食の事故 111
- (8) 食物アレルギーに対する関係者の役割 112

第9章 子育てをめぐる家族の権利と責任 115

1 児童福祉法	115
(1) 児童福祉法からみる子どもの権利 116	
(2) 児童福祉法からみる保護者・家族との関係 116	
2 教育基本法	118
(1) 教育基本法からみる子どもの権利 119	
(2) 教育基本法からみる保護者・家族との関係 119	
3 児童の権利に関する条約	121
(1) 子どもの最善の利益について 122	
(2) 保育所保育指針にみる子どもの権利 124	
 資料 保育所保育指針（平成29年告示）「第2章 保育の内容」の 抜粋	 127
索引	132

第1章 乳児保育とは

乳児保育が、日本の風土や子育て文化を踏まえ、乳児が育つ過程で保育者（保育士、保育教諭をいう）の豊かな人間性、緻密な観察力と想像力、そして不断的努力に支えられていること、そして乳児との相互関係の中で営まれていることを学ぶ。また、乳児・1歳以上3歳未満児の発育・発達を学ぶ過程で、この時期が人の一生に大きな影響を及ぼすことを知るとともに、保育の進め方や保育の内容が組織的・計画的に構成され、総合的に展開される「全体的な計画の作成」について理解する。

1 乳児保育とは

保育士養成課程の必修科目である「乳児保育」は、児童福祉施設における3歳未満児の保育について学ぶ科目である。

厚生労働省が示した「教科目の教授内容」においても「3歳未満児の発育・発達について学び、健やかな成長を支える3歳未満児の生活と遊びについて理解する」とある。

一方、児童福祉法第4条では、乳児とは「満1年に満たない者」と定義されており、母子保健法においても「この法律において『乳児』とは、1歳に満たない者をいう」（第6条）となっている。

しかし、保育所では3歳未満児のクラスを「乳児クラス」とし、3歳以上児を「幼児クラス」と区別しているところが多い。保育士養成課程における乳児保育も前述のとおり0歳児だけでなく満3歳未満児を対象としている。

本書においても、保育所及び保育士養成課程における扱いに順じ、3歳未満児の保育を「乳児保育」とするが、これは現行の保育制度からみても妥当なことと思われる。

乳児保育は、様々な分野の学問や研究と深い関連がある。例えば、医療、保

健，社会福祉，栄養学，心理学，教育学等，人間に関わる領域すべてにわたる。こうした分野の知識の蓄積や実績，社会に果たす役割等から謙虚に学び，人が育つことへの理解を深めていくことが乳児保育には求められる。また，保育士養成課程の他の科目との関連も大切にしながら，乳児保育の実践力を養っていくことが必要とされる。

(1) 0・1・2歳児が育つ場所

- *1 産休明け保育：** 近年，就労形態の多様化等社会の変化に応じて，様々な保育サービス^{*1}（産休明け保育，延長保育，休日保育，一時保育等）が実施されている等，近年では，施設保育だけでなく施設外の在宅保育の存在も欠かせなくなっている（第3章参照）。また，従来から保育サービスの中心であった保育所の需要も，女性の社会進出等による共働き世帯の増加とともに高まり，保育所の定員や入所児童数は年々増加している。
- 延長保育：** 通常の保育時間を延長して行う保育。
- 休日保育：** 日曜・祝日等に保護者の勤務等により行う保育。
- 一時保育：** 通常の保育とは別に，子どもを一定期間だけ預かってくれる保育。

就学前児童数は，2023（令和5）年より，2024（令和6）年の0・1・2歳児の児童数は減少傾向にある（表1-1）。

しかし，就学前児童の保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育所等）の利用率は，2023（令和5）年は44.6%，2024（令和6）年は46.0%のよう

表1-1 年齢区分別の就学前児童数

	2023（令和5）年4月 ^{注1}	2024（令和6）年4月 ^{注2}
3歳未満児（0～2歳）	2,461,000人	2,382,000人
うち0歳児	830,000人	757,000人
うち1・2歳児	1,707,000人	1,625,000人
3歳以上児	2,724,000人	2,621,000人
全年齢児計	5,185,000人	5,003,000人

注1）人口推計年報〔2022（令和4）年10月1日〕

注2）人口推計年報〔2023（令和5）年10月1日〕

出典）こども家庭庁『保育所関連状況取りまとめ』2024.

表1-2 年齢区分別保育所等利用児童の割合

	2023（令和5）年4月	2024（令和6）年4月
3歳未満児（0～2歳）	1,096,589人（44.6%）	1,095,549人（46.0%）
うち0歳児	135,991人（17.0%）	131,247人（17.3%）
うち1・2歳児	960,598人（57.8%）	964,302人（59.3%）
3歳以上児	1,620,746人（59.5%）	1,609,509人（61.4%）
全年齢児計	2,717,335人（52.4%）	2,705,058人（54.1%）

注）（ ）内は保育所等利用率を表す。

保育所等利用率 = 当該年齢の保育所等利用児童数 ÷ 当該年齢の就学前児童数

出典）こども家庭庁『保育所関連状況取りまとめ』2024.

に、増加傾向を示している（表1-2）。

表1-2によると、3歳以上児の保育所等利用割合は、かなりの割合〔2023（令和5）年52.4%、2024（令和6）年54.1%〕で利用しているのがわかる。一方、3歳未満児のうち1・2歳児の保育所入所等は約6割だが、0歳児は2割弱にとどまっており、8割の乳児が家庭で育っており、家庭に対する支援の必要性が伺われる。

（2）家庭で暮らす乳児の生活

乳児の大半が一日の生活を家庭において家族の養護のもとで育っていると述べてきたが、その生活は、環境に影響されながら、睡眠と覚醒を繰り返している。特に出生間もない頃の乳児では、ごく短時間の睡眠と覚醒を目まぐるしく繰り返すことがその特徴である。例えば、乳児は、一日24時間のなかで、昼夜に関係なく睡眠と覚醒を繰り返す様子がみられるが、やがて日を経過するにつれて1回の睡眠と覚醒それぞれの時間が延びていく。梶梅輝之（向洋こどもクリニック院長）によると、生後4か月以降には、体内時計が少しずつ発達し、昼夜の区別がつきはじめるため、この時期の睡眠時間は、平均で13時間～14時間という。昼寝を朝・昼・夕と3回して、夜にまとまって眠るようになるという¹⁾。

新生児期^{*2)}には空腹等の生理的欲求が昼夜を通してあり、その欲求がないときはほとんど眠っている状態がみられる。しかし生後1か月を経過する頃より、機嫌よく目覚めている姿が現れ始め、その時間は徐々に長くなっていく。またそれにともなって、昼間の午睡時間もある程度まとまった時間をとるようになる。

また、養育者（一般に母親）は、生理的欲求に基づいて発せられる乳児の泣き声にその都度対応するが、必ずしも円滑に養育行動がすすむわけではなく、むしろ試行錯誤を繰り返すことのほうが多い。養育者は養育行動の中で様々な試行錯誤を行いながら乳児の個性を把握し、養育方法の実際を会得していく。

しかし、ここに述べた内容は、あくまで家庭における乳児の一般的な生活リズムであり、個々の家庭における乳児の生活や養育の実際は、一様なものではない。

さて、家族に新たに子どもが誕生した場合、夫婦2人だけの生活形態や生活ペースは一変する。または、両親と子ども1人の3人家族だったところへ新たに2人目の子どもが生まれれば、その家族間の人間関係はさらに複雑に変化し、生活様式も変化することになる。

いずれにしても、子どもの誕生により、以前からの家族全員に大きな環境の変化があることは間違いないことである。

1) 『マイナビウーマン子育て』<http://woman.mynavi.jp/kosodate/articles/1204>

*2) WHOは、生後28日未満を新生児期と定義している。

子どもが生まれた当初は、養育者やそこにいる家族が、乳児に大きな影響を受けた生活ペースになる。特に、家庭で子育ての中心となる養育者は、乳児の欲求に対応する形でその生活ペースを組み立てていく。

しかし、その存在に影響されるのは養育者やその家族だけではなく、乳児自身も養育者や家族から確実に影響を受けることになる。

例えば、乳児が空腹時や睡眠導入時に泣いた際に、養育者はその欲求に応えるように乳児を抱き上げるが、その抱き方には様々なクセがでるものであり、一人として同じ抱き方をすることはない。そこで乳児は抱かれるたびにその抱き心地に慣れ親しんでいくことになり、いつしか、その抱かれ方や養育者の声等が乳児にとってもっとも情緒の安定する環境となっていく。

このように、新たに誕生する乳児とそれを受け入れる家族とは、相互に影響を受けながら、やがて新しい生活形態を形成していく。また、乳児が保育所等を利用せずに終日を家庭で暮らす場合には、24時間、養育者が乳児の傍にいて生活を共にしながら養育することとなり、乳児は家庭で過ごす生活スタイルを確立していくのである。

(3) 養育者と乳児の関係の育ち

養育者は、授乳やおむつ交換、睡眠導入時だけの関わりから、機嫌よく目覚めている乳児に声かけしたりあやしたりする機会が増え、乳児も養育者のあやしかけに笑って反応したり、甘え泣きをする等、情緒的な関係性が芽生え始めていく。

また、1か月を過ぎる頃より乳児は家庭風呂に家族と一緒に入浴できるようになる。このように乳児は、その家族の一員として生活様式に慣れ親しんでいくことになる。

さらに、乳児の首がすわることにより、ベビーカーや抱っこベルト等を使用して、養育者と共に一日1回程度のペースで外出をするようになる。これは乳児の外気浴と運動を兼ねており、また養育者も家庭の外に出て地域の環境に触れることで気分転換にもなっていると考えられる。外出先としては、近所を中心にした公園や商店等で外出の所要時間は1時間程度である。生活の行動範囲が広がると同時に、母子共に一日の生活にリズムがつき始める頃であり、母子相互の関わり方にも、それぞれの個性や特徴が形成し始める時期である。

家庭で暮らす乳児の育ちと養育行動は、その連続性の中で常に変化しており、同様に養育における配慮やポイントも移り変わっていくことがわかる。

この時期は、乳児と養育者との間に親密性がもたれ、愛着^{*3}が形成されていく初期段階にあたる。

*3 愛着

乳児期の赤ちゃんや幼児期の子どもが、身近にいて育児をする人との間に築く情緒的な結びつき。

ジョン ボウルビイ
『ボウルビイ母子関係入門』星和書店, 1981.

2 子どもと家庭を取り巻く環境

近年では、子どもと家庭を取り巻く環境は、時代とともに大きく変化している。また、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化から、日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難な状況や、兄弟姉妹の減少から、養育者が乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることも増えてきている。さらに、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。

(1) 保育所の役割

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(保育所保育指針 第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則)

ここから読み取れる保育所の役割としては、「専門性を有する職員*4」が、それぞれの有する専門性を発揮して、保育に当たらなければならないということである。

*4 施設長、保育士、看護師、栄養士、調理員等を指す。

また、養護と教育を一体的に行うことが重要であるとしている。保育における「養護」とは子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助ける営みであり、「教育」は、知識を伝える・教えることだけでなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味・関心を引き出すことである。

これらから、一人一人の心身の状態や家庭生活の状況等を踏まえて、健やかな育ちを支え、促していくことに保育所の特性があるいえる。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(保育所保育指針 第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則)

保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援については、特に、保育所の特性を生かした支援、子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力の向上に結びつく支援、地域の資源の活用等、保護者に対する支援の基本となる事項を明確にしている。